

資料3-2

平成19年度計画を策定するにあたり、経営協議会の学外委員からの意見を踏まえ慎重に検討した。

平成19年度 国立大学法人東京医科歯科大学 年度計画(一部)

I 大学の教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためにとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するための措置

(1)教育の成果に関する目標を達成するための措置

○学士課程

- ◇教養教育の理念・目標に従って設定したカリキュラム・指導体制の評価、見直しを行い、教育の質の向上を図る。
- ◇体験型学習・視聴覚実習の点検・評価を行い、その拡充を図り、併せてe-learningの教材の拡充を図る。
- ◇教養部と各学部との連携教育及び学年進行に沿って視野の広い人間教育の充実を図る。
- ◇医療人養成に必要な教育プログラムの見直しと拡充を図る。
- ◇国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、そのための大学の支援体制の強化を図る。
- ◇MD-PhD コース、DDS-PhD コース編入への動機付けを進めるとともに学士教育課程でリサーチ・マインド養成のためのカリキュラムを強化する。

○大学院課程

- ◇学生の派遣・受け入れを積極的に推進し、支援体制の強化を図る。
- ◇e-learning 等を活用し、社会人・社会人大学院生が履修しやすい環境の整備と拡充を図る。
- ◇社会人の積極的な受け入れとプログラムの拡充を図る。
- ◇研究科内・研究科間における横断的教育研究体制の見直し・充実を図る。
- ◇国内外の大学との教員・学生の連携・交流を積極的に推進し、そのための大学の支援体制の強化を図る。
- ◇四大学連合による教育・研究体制の充実を図る。
- ◇MMA コースの充実を図る。

○教育の成果・効果の検証に関する方策

- ◇教育の成果・効果の検証を継続的に行うとともに、学部・大学院学生の教育研究指導体制の充実を図る。
- ◇教育・研究・臨床等に関わるすべての情報の公開に努める。